

広島県告示第五百四十二号

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託事務の範囲） 第一条 江田島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（江田島市情報公開条例（平成十七年江田島市条例第七号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲） 第一条 江田島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（江田島市情報公開条例（平成十七年江田島市条例第七号）及び江田島市個人情報保護条例（平成十七年江田島市条例第八号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>